

(改訂) 令和2年3月18日

(改訂) 令和2年3月12日

令和2年2月6日

教職員の皆様へ

新型コロナウイルス拡大に伴う海外渡航における注意喚起について

令和2年3月31日までの間に、旅行等で海外に渡航・滞在される予定の方は日本大使館及び総領事館からの最新情報を入手するとともに、国・地域に関係なく、渡航先での安全確保に十分注意し、出発前に外務省海外旅行登録サービス「たびレジ」に登録し、以下の手続きを必ず行ってください。また、帰国後は③に従ってください。

- ① 教職員は板橋校舎総務部 総務課宛てに下記メールアドレスで連絡をお願いします。

soumubu@tokyo-kasei.ac.jp

メール連絡内容は下記内容をお願いします。

1. 氏名
2. 所属
3. 渡航、滞在先(国・地域)
4. 渡航、滞在期間

- ② 外務省海外旅行登録サービス「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

※ 現在、日本からの渡航者・日本人に対し入国制限措置及び入国後の行動制限をとる国・地域が増えつつあります。新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は日本を含め、極めて流動的ですので、これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、各国大使館・領事館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

【参考】外務省「新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ③ 海外渡航から帰国したとき

※外務省の発表する感染症危険情報によって「レベル2：不要不急の渡航はやめてください。」以上が出された国・地域（空港を経由する場合も含む）から帰国した場合、帰国後、2週間は不要不急の外出を控え、自宅などで検温などの健康観察を行うようにしてください。

- ・感染が心配な場合、詳しくは[こちら](#)
- ・感染した場合、詳しくは[こちら](#)

以上